

自治基本条例だより

～古賀の自治基本条例づくりの“いま”をお伝えします～

第12号 平成28年3月



第12回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を開催 多様な主体の共働と市民活動について話し合いました

第12回策定委員会プログラム

1. 開会
2. とりまとめ部会からの報告・提案～前回の成果のまとめ
3. ゲスト参加者の紹介
4. ミニ出前講座
「つながりひろばについて」、「食の祭典について」、「農産物移動販売について」
 - ・各担当課より説明
 - ・質疑応答
5. グループでの話し合い
 - ・より市民活動団体や企業との共働を充実させていくために必要なこと等について検討
 - ・各グループから検討内容について発表
6. おわりに

ゲスト参加者とテーブルを囲んで

2月17日（水）、第12回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を行いました。

ミニ出前講座では「つながりひろば（市民活動支援センター）」、「食の祭典」、「農産物移動販売」について各担当課から話を聞きました。

続いて行ったワークショップでは、青少年育成や幼児保育に携わる市民活動者や「食の祭典」「農産物移動販売」に取り組む企業の方などのゲスト参加者からお話を伺い、それらの活動を充実させるために必要なことなどについて話し合いました。

古賀市自治基本条例（仮称）とは

住民自治に基づく自治体運営の基本原則・理念を定めるものです。その内容は自治体によって様々ですが、まちづくりにおける市民・議会・行政の役割、参加や共働の仕組み、行政運営のルールなどの要素からなっています。

現在、公募市民等による「古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会」が中心となって条例に盛り込む内容を検討しています。



第12回策定委員会の様子

～自治基本条例（仮称）ができるまで～ *進捗状況により変更になる場合もあります

平成27年												平成28年 今ここ												平成29年			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
策定委員会												条例素案の内容検討												パブコム周知活動			
策定委員会スタート				市民対話の準備				市民対話				とりまとめ				条例素案のまとめ・市長への素案提出				議会		施行					

多様な主体の共働と市民活動についての主な意見

〈つながりひろば・市民活動について〉

- ◇市民活動を継続するには、好き、楽しいが重要
- ◇活動の発展のためには、情報発信や団体同士のコラボレーションが必要
- ◇活動者・活動団体のコーディネート機能としてのつながりひろばの重要性を改めて認識した
- ◇活動を始める上で大切なこととして「無関心ではない」という話が印象に残った
- ◇共働は押し付けられるものではなく、自発的であることが重要



〈食の祭典・企業の地域貢献について〉

- ◇市内企業が社会貢献活動として、桜並木の整備や公民館コンサートなどを行っていたことを初めて知った
- ◇「食の祭典」に関するゲスト参加者から、古賀の雇用アップにつなげたいとの話が聞けて良かった
- ◇「食の祭典」を工場団地内の複数会場にしているのは、工場団地内の企業を知ってもらいたいという思いによるもの
- ◇「食の祭典」を通じて企業間のつながりができた

〈農産物移動販売について〉

- ◇古賀の生産者の産物を地域の方々に届けたい、とする思いをどう支えるのか
- ◇「農産物移動販売」は、生産者、自治会、市役所、消費者等様々な人で成り立っている
- ◇「農産物移動販売」は、まずは動くことから始め、小さな成功体験を積み重ねて発展してきた
- ◇「農産物移動販売」と地域行事と組み合わせることが相乗効果を生む。宣伝力をつけたい



これらの意見を活かしながら「はじめの一步案 ver. 2」の内容をさらに充実させていきます。

【もっとくわしい古賀市自治基本条例についての情報／お問い合わせ先】

○インターネットでは、古賀市ホームページ下「注目コーナーピックアップ」の『自治基本条例』のアイコンをクリックするか、検索サイトで『古賀市自治基本条例』を検索してください。スマートフォンは、右のQRコードを読み込んでください。

○お問い合わせ先（事務局）：古賀市総務部総務課 地域コミュニティ室 コミュニティ係
・電話：092-942-1165 ・Eメール：commu@city.koga.fukuoka.jp

